

上越市令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金

新潟県が実施する「なりわい再建支援補助金」の事業者負担分の一部について、市が補助金を交付します。

制度概要

【1】補助対象者

新潟県なりわい再建支援補助金(以下、「県補助金」)の交付確定を受けた市内に事業所を有する中小企業者等

※ 市内に事業所を有する中小企業者等

… 個人事業主にあつては、本市に住所又は事業所を有すること。
法人にあつては、本市に事務所または事業所を有すること。

※ 被災した施設・設備は市内設置分に限る

※ 令和8年4月1日以降に県補助金の交付確定を受けた方

※ 市税等の滞納がない方

【2】補助対象経費

県補助金の補助対象経費から県補助金及び保険金・共済金を引いた事業者負担分の額

【3】補助金額

補助対象経費の**全額(上限50万円)**

【4】申請期限

令和9年3月31日(水) (必着)

※ 県補助金の交付確定の日から起算して30日を経過

する日又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日となります。

【5】提出書類

- ・上越市なりわい再建支援補助金交付申請書
- ・県補助金の交付申請書及びその添付書類の写し
- ・県補助金の交付決定通知書及び交付確定通知書の写し
- ・県補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- ・納税状況調査承諾書

申請先・お問合せ

申請様式は、上越市ホームページからダウンロードできるほか、上越市役所産業政策課で配布しています。

申請書の提出先：上越市 産業部 産業政策課 産業振興係

〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729

